

令和6年 第3回八頭町議会臨時会 提案理由

令和6年5月15日

報告第1号から第3号までの報告は、簡易水道料金、公共下水道使用料、及び農業集落排水使用料の債権を令和6年3月31日付で放棄しましたので、議事に報告を行うものであります。

報告第1号

債権の放棄について（簡易水道料金）

簡易水道料金につきましては、生活保護等生活困窮により、徴収困難となりました簡易水道料金、130万3,171円を八頭町簡易水道事業給水条例第30条第1項の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第2号

債権の放棄について（公共下水道使用料）

公共下水道使用料につきましては、債務者が執行停止後3年継続し、債務が消滅したもので、徴収困難となりました公共下水道料金、45万7,526円を八頭町債権管理条例第12条の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第3号

債権の放棄について（農業集落排水使用料）

農業集落排水使用料につきましては、生活保護等生活困窮により、徴収困難となりました農業集落排水使用料、56万5,060円を八頭町債権管理条例第13条の規定により、債権を放棄いたしました。

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて（八頭町税条例の一部改正）

令和6年3月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。

今回の主な改正は、個人住民税において、令和6年度分の所得割額から納税者と配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を実施する「定額減税」と、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例の新設です。

固定資産税では、再生可能エネルギー発電設備について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定めたこと、認定長期優良住宅の特例に係る規定が追加されたことなどです。

この度、これらの改正に合わせまして、八頭町税条例の所要の改正を行ったものです。

議案第55号

専決処分の承認を求めることについて（八頭町国民健康保険税条例の一部改正）

令和6年3月30日、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が、現行22万円が24万円に引き上げられました。

また、軽減判定所得の算定において、5割軽減の場合は、被保険者数に乗すべき金額が、現行29万円が29万5,000円に、2割軽減の場合は、現行53万5,000円が54万5,000円に引き上げられています。

この度、これら改正にあわせまして、八頭町国民健康保険税条例に所要の改正を行ったものです。

議案第56号

令和6年度八頭町一般会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,125万円を追加するものです。

歳入では、県支出金として、買物環境確保推進交付金、2,125万円、歳出では、総務費の地域振興事業費に、買物環境確保支援事業の実施に係る補助金、4,250万円を計上し、予備費で調整をしております。